

◎議案第 6 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 7、議案第 6 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第 6 号でございます。議 6－1 でございます。議案第 6 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年 6 月14日提出。白老町長。

次に、議案説明でございます。議 6－3 でございます。白老町税条例の一部改正について。

地方税法の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた内容を市町村が自主的に判断し、固定資産税等の特例割合を条例で決定できる仕組み（地域決定型地方税制特例措置）が導入されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。

白老町税条例の一部改正について

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第 1 0 条の 2 略</p>	<p>附 則</p> <p><u>（法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第 1 0 条の 2 法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>2 法附則第 1 5 条第 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>3 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第 1 0 条の 3 略</p>

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。